○放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部を改正する件（**同**一四六）　八五七

○特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の一部を改正する件（**同**一四七）　八五八

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件を廃止する件（**総務・財務**一）　八六〇

○登録免許税法別表第三の十九の二の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**財務**八六）

○消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件（**同**八七）

○租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件を廃止する件（**同**八八）

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（**同**八九）

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**同**九〇）

○輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（**同**九一）　八八〇

○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（**同**九二）

○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入数量を定める件（**同**九三）

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（**国税庁**四）　八八一

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（**同**五）

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（**同**六）

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第三項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（**同**七）　八八二

○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第八条第一項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件（**同**八）

○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**九）　八八三

○国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）

○国税通則法施行規則別紙第1号の2書式備考4に規定する国税庁長官が定める書式を定める件（**同**一一）

○高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件（**厚生労働**一九三）

○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**同**一九四）

○平成二十七年厚生労働省告示第二百三十三号を廃止する件（**同**一九五）　八八四

○畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の施行及び畜産経営の安定に関する法律に基づく関係告示の一部改正に関する告示を定める件（**農林水産**七二一）　八八五

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件の一部を改正する件（**同**七二二）　八八六

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する件の一部を改正する件（**同**七二三）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　八八七

○租税特別措置法施行令第五条の四第一項及び第二十七条の五第一項に規定する機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものを定める件（**経済産業**六七）　八八八

○需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件（**同**六八）

○租税特別措置法施行令第五条の八第六項及び第二十八条第六項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表の第四号及び第四十三条第一項の表の第四号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件（**同**六九）

○消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法の一部を改正する件（**経済産業・国土交通**一）

○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示（**国土交通**五五〇）　八八九

○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示（**同**五五一）

○平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示（**同**五五二）

○平成十九年国土交通省告示第四百十六号の一部を改正する告示（**同**五五三）

○平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示（**同**五五四）　八九〇

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する告示（**同**五五五）

（以下次のページへ続く）